

未収金目標及び具体取組内容調書

所属	財政局	担当	税務部収税課	債権整理番号(3ケタ)	001	債権区分	強制公	債権名	市税
----	-----	----	--------	-------------	-----	------	-----	-----	----

1. 令和4年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力 ※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

(例)令和4年度修正目標＝令和4年度当初に、令和3年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和4年度当初目標を修正したもの

過年度	B1	現年度	B1	合計(過年度＋現年度)	B1
-----	----	-----	----	-------------	----

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず、目標も未達、「－」…当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移（実績及び目標） … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

		過年度分									現年度分							合計		
		前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
		ア ＝前年度ケ ^㉒	イ ＝ア－ウ (▲＝増加を表す)	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウ－(エ＋オ)	ウ ^㉑	エ ^㉑	オ ^㉑	カ ^㉑ ＝エ ^㉑ ＋オ ^㉑	キ ^㉑ ＝エ ^㉑ ÷ウ ^㉑	ク ^㉑ ＝カ ^㉑ ÷ウ ^㉑	ケ ^㉑ ＝ウ ^㉑ － (エ ^㉑ ＋オ ^㉑)	キ ^㉑ ＝(エ＋エ ^㉑) ÷(ウ＋ウ ^㉑)	ク ^㉑ ＝(カ＋カ ^㉑) ÷(ア＋ウ ^㉑)	ケ ^㉑ ＝ケ ^㉑ ＋ケ ^㉑
A	令2 実績	10,067,530	104,398	9,963,132	3,797,950	804,778	4,707,126	38.1%	46.8%	5,360,404	755,396,386	740,864,989	1,939	740,866,928	98.1%	98.1%	14,529,458	97.3%	97.4%	19,889,862
B	令3 実績	19,889,862	669,930	19,219,932	12,616,688	846,244	14,132,862	65.6%	71.1%	5,757,000	741,180,898	737,413,515	2,538	737,416,053	99.5%	99.5%	3,764,845	98.6%	98.7%	9,521,845
C	令4 修正目標	9,521,845	0	9,521,845	3,373,590	935,012	4,308,602	35.4%	45.2%	5,213,243	774,257,489	770,156,254	0	770,156,254	99.5%	99.5%	4,101,235	98.7%	98.8%	9,314,478
D	令4 実績	9,521,845	125,246	9,396,599	3,095,074	1,020,137	4,240,457	32.9%	44.5%	5,281,388	787,126,667	782,850,506	1,123	782,851,629	99.5%	99.5%	4,275,038	98.7%	98.8%	9,556,426
E	令5 当初目標	9,314,478	0	9,314,478	3,300,120	1,029,405	4,329,525	35.4%	46.5%	4,984,953	797,327,581	793,094,564	0	793,094,564	99.5%	99.5%	4,233,017	98.7%	98.9%	9,217,970
F	令5 修正目標	9,556,426	0	9,556,426	3,385,842	1,058,312	4,444,154	35.4%	46.5%	5,112,272	803,322,646	799,299,979	0	799,299,979	99.5%	99.5%	4,022,667	98.8%	98.9%	9,134,939
G	令6 当初目標	9,134,939	0	9,134,939	3,236,509	1,192,018	4,428,527	35.4%	48.5%	4,706,412	803,055,004	798,990,995	0	798,990,995	99.5%	99.5%	4,064,009	98.8%	98.9%	8,770,421

3. 令和4年度決算見込における未収金実績の状況（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数） … 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)

分類		回収債権									整理債権								合計
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
		滞納発生直後のもの (督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は 納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は 行方不明等所在など調査中又は 個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	【強制公】 差押手続中のもの 又は 交付要求中のもの 【非・私】 債務名義取得のため法的手続中のもの	【強制公】 差押え後、換価手続中又は 換価予定のもの 【非・私】 債務名義の取得後、強制執行中又は 強制執行予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付中であり、 現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付中であり、 現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待ったため、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	【強制公】 差押えを行ったが、換価見込のないもの又は 換価済だが、未収金が残る、回収見込みがないもの 【非・私】 債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	所在など調査後なお行方不明等又は 相続人調査後なお相続人未確定 若しくは 相続人不存在確定だが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いているもの又は 債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	【強制公】 法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの 【非・私】 法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	【強制公】 債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの 【非・私】 債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	残高の合計 ＝上記2のD (令3実績) のケ及びゲ ※ 残高の数字の一致を確認の上、提出。 ただし四捨五入に伴う不一致の場合は除く。 (その場合は、不一致となった合計欄のセルを黄色く塗りつぶして提出)	
過年度	未収債権の件数			84,305	5,267	12,834	4,776			107,182					119,660			119,660	226,842
	未収金残高			1,535,358		198,008	547,188	140,635		2,421,189					2,860,199			2,860,199	5,281,388
現年度	未収債権の件数			125,117	2,265	7,719	9,421			144,522					5,675			5,675	150,197
	未収金残高			3,205,723	122,609	383,371	475,055			4,186,758					88,280			88,280	4,275,038

① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ①→②→③⇒回収債権:④→⑤又は⑥又は⑦又は⑧又は⑨ / 整理債権:⑩又は⑪又は⑫→⑬→⑭又は⑮→⑯

令和4年度 決算見込に おける 債務者数	100,940 人	令和4年度決算見込における 未収債権の件数(過年度＋現年度)	377,039
		令和4年度決算見込における 未収金残高(過年度＋現年度) ＝上記2のD(令4実績)のケ ^㉑	9,556,426

4. 令和4年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	(1)滞納事案の進捗管理のため事案金額、件数が多い、滞納税額10万円以上20万円未満の事案について、各市税事務所ごとの進捗状況を毎月公表するとともに、市全体の整理(徴収・処分・停止)率、70%以上を目標として取り組む (2)時効管理の徹底のために、令和元年度課税の滞納事案(年税額10万円以上)について、整理(徴収・処分・停止)率、70%以上を目標として取り組む	次のとおり数値目標を設定して取り組む。(納税推進センターに係る事務以外は過年度も対象) ・差押件数:16,000件 ・給与照会件数:22,000件 ・インターネット公売実施回数:4回 ・合同公売実施回数:3回 ・納税推進センターにおける納付約束に係る履行率:85%以上
取組実績	(1) ・対象数:10,126件(昨年度実績:12,887件) ・整理率:76.9%(昨年度実績:78.5%) (2) ・対象数:4,447件(昨年度実績:4,742件) ・整理率:74.6%(昨年度実績:74.3%)	・差押件数:20,499件(昨年度実績:20,781件) ・給与照会件数:27,302件(昨年度実績:27,718件) ・インターネット公売実施回数:不動産3回、動産1回(昨年度実績:不動産1回、動産0回) ・合同公売実施回数:3回(昨年度実績:3回) ・納税推進センターにおける納付約束に係る履行率:86.8%(昨年度実績:87.8%)
課題	令和4年度の市税総計の収納率は、過去最高数値の98.7%となったが、更なる徴収率の向上を目指すためには、本市より徴収率の高い自治体の取り組みなどの比較・検証等を行い、今まで以上の効果的な取り組みを検討する必要があると考えている。	令和4年度の市税総計の収納率は、過去最高数値の98.7%となったが、更なる徴収率の向上を目指すためには、本市より徴収率の高い自治体の取り組みなどの比較・検証等を行い、今まで以上の効果的な取り組みなどを検討する必要があると考えている。
改善策	旧5大市との徴収率の比較などから、本市の徴収率が低い、個人市民税及び法人市民税について、市全体で、期間を決めて集中的に取り組むことで全体の徴収率向上に繋げる。	旧5大市との徴収率の比較などから、本市の徴収率が低い、個人市民税及び法人市民税について、市全体で、期間を決めて集中的に取り組むことで全体の徴収率向上に繋げる。

5. 令和5年度の取組内容 … 「1. 令和4年度の修正目標(＝未収金残高目標)の達成状況」及び「4. 令和4年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

	過年度	現年度
取組内容	令和4年度の個人市民税の滞納税額が10～100万円を含む事案と、法人市民税の滞納額が13～100万円を含む事案を対象として、期間内(7月から9月末)に全件の処理方針を決定することを目指して取り組む。 なお、昨年度までの事案金額、件数が多い、滞納税額10万円以上20万円未満の事案についても、各市税事務所ごとの進捗状況を定期的に公表するなど、全体の進捗状況も管理していく。	・現年度課税分への対応を個人市民税及び法人市民税を優先的に取り組む。(10月～3月末) 引き続き、次のとおり数値目標を設定して取り組む。(納税推進センターに係る事務以外は過年度も対象) ・差押件数:16,000件 ・給与照会件数:22,000件 ・インターネット公売実施回数:4回 ・合同公売実施回数:3回 ・納税推進センターにおける納付約束に係る履行率:85%以上

6. 令和3年度実績における徴収率の政令指定都市比較 … 未収金残高1億円以上の債権のみ記載

① 合計徴収率について、政令指定都市20市中、大阪市の順位

10

位

② 各徴収率について、政令指定都市平均との比較

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
過年度徴収率	65.6%	56.4%

	大阪市 (上記1Bキ')	政令指定都市 平均
現年度徴収率	99.5%	99.5%

	大阪市 (上記1Bキ'')	政令指定都市 平均
合計(過年度＋現年度)徴収率	98.6%	98.6%

※ ①、②を記載できない場合は、その理由

4. 令和4年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	・財産調査を担当する会計年度任用職員を2名増員したため、強制徴収公債権については、これまで以上に差押等の滞納処分を積極的に実施する。 ・債権管理・回収アドバイザーの事業相談等を活用しながら、非強制徴収公債権の法的手続による強制執行等の適切な実施に取り組む。 ・出納整理期間を含め、年間を通して戻入未済金の早期完納に向けた取組を促す。 ・債権放棄及び不納欠損処理に向けた経理担当者への研修を実施し、早期に整理すべき債権の不納欠損処理の徹底を図る。	・申出による徴収の推奨にあたり、引き続き実施機関へ申出徴収率の定期的な情報提供を行いながら、徴収率が低調な実施機関等へは個別にヒアリングを行い、他の実施機関の事例等を参考として提供する。令和5年1月からリリースされる新システムでは、市内の他実施機関へ移管されたケースの申出徴収処理も可能となることから、さらなる申出徴収率の向上に向けた周知を行う。 ・履行期が未到来のため、市有財産登録されている財産としての債権額が大きいもの（おおむね100万円以上）のうち、強制徴収公債権であるものの財産調査を優先的にを行い、差押又は滞納処分の停止を積極的に実施する。
取組実績	・強制徴収公債権のうち生活保護を受給していない債務者に対しては、各実施機関からの報告に基づき、居所調査・財産調査等を実施するとともに、経理事務監査でも高額未納者について確認し、必要に応じて差押（預金、給与、投資信託等）や滞納処分の執行停止等を実施しており、これまでのノウハウを活用して、昨年度実績以上の調査件数・差押件数を達成した。 ・非強制徴収公債権について、財産調査の結果、多額の財産があると判明した1件に対し、訴訟提起した結果、11月に延滞金含め全額納付となった。引き続き、多額の財産があると判明した場合には、訴訟提起を検討していく。 ・各実施機関経理担当者を対象に、10月末に債権放棄及び不納欠損処理に関する研修を実施した。 ・令和5年1月から総合福祉システムの新機能をリリースし、他区への移管ケース等について申出徴収（保護費からの天引き）が可能となった。	・申出による徴収の推奨にあたり、毎月の実績を各実施機関へ報告し、取組状況を共有するとともに、口座振替による徴収について、資金不足等により口座不能となった者のうち申出徴収が可能な債権については、経理事務監査等において個別ケースについて申出徴収への変更を促し、他区の状況について情報提供を行っている。 ・申出徴収が可能な滞納者のリストについて、実施機関ごとに情報提供を行い、申出徴収の更なる推進を促している。 ・各実施機関に保護受給中の債務者に係る債権について取組目標を設定してもらい、取組実績の確認と達成にむけた支援を行っていく。その一環として、各実施機関経理担当者を対象に、10月末に債権管理に関する研修を実施し、1月にケースワーカー向けの「返還金等納付手順書」の配布を行った。今後、新規発生した債権に関する徴収事務に関すること等を中心に、ケースワーカー対象の債権管理に関する研修を実施した。 ・令和5年1月から総合福祉システムの新機能をリリースし、他区への移管ケース等について申出徴収（保護費からの天引き）が可能となった。
課題	・特に保護廃止の者については受給中よりも、申出徴収（保護費からの天引き）が実施できないこと等により徴収率が低くなっている。 ・債務者が死亡している債権について、相続関係が複雑で相続調査に時間を要することが多い。また、相続人が不存在だが、相続財産管理人の選任申立の予納金以上の財産が見込めない債務者があり、滞納整理が進まない状態にある。 ・他区へ移管ケース以外にも、既に債権管理区以外の他区で受給中となっている者についても申出徴収が可能であるが、令和4年度中に運用開始に向けた整理が進まなかった経過がある。 ・強制徴収公債権の割合は増加しており、これまで以上に調査実績・滞納処分実績の向上が望まれる。	・ケースワーカー対象の債権管理研修を実施し、「返還金等納付手順書」の配布を行ったが、実際の納付交渉を具体的にイメージさせる機会を令和4年度中に設けることができなかった。 ・経理事務監査等においては、令和3年度以前と同様の観点で個別ケースファイルの点検を行ったため、資金不足等により口座不納となった者のうち申出徴収が可能な債権の収納方法の切替は一定程度精査することができたが、未収債権の縮減に向けてより多角的な観点から個別ケースの点検が必要だと考える。
改善策	・令和5年4月より、コンビニ納付及び一部のペイ払いによる収納が可能となった。今後は特に保護廃止の者に対して、収納方法が拡充されたことについて周知する機会を設ける。 ・債務者が死亡している債権で、相続人が不存在であると判明したものについて、相続人不存在を理由とする債権放棄の実施を検討する。 ・他区申出徴収の適用範囲の拡大については、令和5年度中早期に事務導線の整理を行い、運用を開始する。 ・令和5年4月より、滞納処分の体制を強化した（調査担当の会計年度任用職員を2名増員）ことから、引き続き保護廃止の債権にかかる滞納処分を進める。	・実演型のケースワーカー向け研修を実施する。 ・経理事務監査において、口座振替不能となったケース以外について、未収金削減に資する観点についてケースファイルの点検を行い、各実施機関に個別具体的なケースについて改善を促す。

5. 令和5年度の取組内容 … 「1. 令和4年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況」及び「4. 令和4年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

	過年度	現年度
取組内容	・令和5年度の上半期において、他区申出徴収の適用範囲の拡大を図り、申出徴収件数全体を増加させる。 ・債務者死亡債権で相続人が不存在の債権については、令和5年度に相続人不存在による債権放棄を進める方向で検討する。 ・各実施機関及び福祉局保護課の滞納処分担当で、年間取組スケジュールを策定したうえで、各区の未収金かるてを生活支援担当課長会等の場で共有しながら、各取組事項について客観的数値化による評価を行い、各実施機関における未収金削減に向けた取り組みを推進する。 ・コンビニ納付・ペイ払いにより支払いが可能であることについて、保護廃止の債務者に対し通知するため、債務承認書受領後のタイミングで、モデル区について納付書に周知じらうを同封する。	・各実施機関への出張型講義（ケースワーカー向け）を実施し、債権管理に関する知識・ノウハウの醸成と納付交渉術の向上並いては徴収率の向上を目指す。 ・経理事務監査において、年間重点取組みスケジュールに応じた個別ケース（出納整理閉鎖まで未納のままとなっていた現年度少額債権、滞納処分可能な債権、他区申出徴収が可能な債権）を選定し、点検することで、具体的な改善点に関する助言を行い、組織的な意識改革を促す。

6. 令和3年度実績における徴収率の政令指定都市比較 … 未収金残高1億円以上の債権のみ記載

① 合計徴収率について、政令指定都市20市中、大阪市の順位		11	位								
② 各徴収率について、政令指定都市平均との比較											
		大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均			大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均			大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
	過年度徴収率	3.6%	5.0%		現年度徴収率	73.9%	61.7%		合計(過年度＋現年度)徴収率	23.3%	23.2%

※ ①、②を記載できない場合は、その理由 ※全政令市へ照会し、法第63条、法第77条、法第78条及び戻入未済金のうち、集計可能なもののみにについて回答を得た。各都市により、集計対象や調定計上の在り方が異なるため、あくまで参考値である。

未収金目標及び具体取組内容調査

所属	福祉局	担当	介護保険課	債権整理番号(3ケタ)	064	債権区分	強制公	債権名	介護保険料
----	-----	----	-------	-------------	-----	------	-----	-----	-------

1. 令和4年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力 ※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

(例)令和4年度修正目標＝令和4年度当初に、令和3年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和4年度当初目標を修正したもの

過年度	B1	現年度	A	合計(過年度＋現年度)	A
-----	----	-----	---	-------------	---

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず、目標も未達、「－」… 当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移（実績及び目標） … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

	過年度分									現年度分						合計				
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高	
	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	ウ'	エ'	オ'	カ'	キ'	ク'	ケ'	キ''	ク''	ケ''	
	=前年度ケ"	イ ＝ア－ウ (▲＝増加を表す)				＝イ＋エ＋オ	＝エ÷ウ	＝カ÷ア	＝ウ÷(エ＋オ)				＝エ'＋オ'	＝エ'÷ウ'	＝カ'÷ウ'	ケ' ＝(エ'＋オ') (エ'＋オ')	＝(エ＋エ') ÷(ウ＋ウ')	＝(カ＋カ') ÷(ア＋ウ')	＝ケ＋ケ'	
A	令2 実績	1,823,452	7,856	1,815,596	277,759	570,695	856,310	15.3%	47.0%	967,142	52,991,978	52,230,760	0	52,230,760	98.6%	98.6%	761,218	95.8%	96.8%	1,728,360
B	令3 実績	1,728,360	6,416	1,721,944	314,738	586,319	907,473	18.3%	52.5%	820,887	54,504,959	53,814,203	0	53,814,203	98.7%	98.7%	690,756	96.3%	97.3%	1,511,643
C	令4 修正目標	1,511,643	8,093	1,503,550	275,150	566,189	849,432	18.3%	56.2%	662,211	54,791,840	53,915,170	0	53,915,170	98.4%	98.4%	876,670	96.3%	97.3%	1,538,881
D	令4 実績	1,511,643	6,237	1,505,406	244,288	504,091	754,616	16.2%	49.9%	757,027	54,686,601	54,002,489	0	54,002,489	98.7%	98.7%	684,112	96.5%	97.4%	1,441,139
E	令5 当初目標	1,538,881	▲ 102,128	1,641,009	300,305	566,189	764,366	18.3%	49.7%	774,515	54,791,840	53,915,170	0	53,915,170	98.4%	98.4%	876,670	96.1%	97.1%	1,651,185
F	令5 修正目標	1,441,139	5,946	1,435,193	262,641	520,689	789,276	18.3%	54.8%	651,863	54,836,137	54,068,432	0	54,068,432	98.6%	98.6%	767,705	96.6%	97.5%	1,419,568
G	令6 当初目標	1,419,568	5,857	1,413,711	258,710	520,689	785,256	18.3%	55.3%	634,312	54,836,137	54,068,432	0	54,068,432	98.6%	98.6%	767,705	96.6%	97.5%	1,402,017

3. 令和4年度決算見込における未収金実績の状況（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数） … 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)

分類	回収債権									整理債権							合計	
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
	滞納発生直後 のもの (督促状未送付 のもの)	督促状送付後、 各種催告中 又は 納付交渉中のもの	督促状送付後、 各種処分に向け て、財産調査中 又は 行方不明等での 存在など調査中 又は 個人債務者が 死亡したため、 相続人調査中の もの	【強制公】 差押手続中のもの 又は 交付要求中のもの 【非・私】 債務名義取得 のため法的手続 中のもの	【強制公】 差押え後、 換価手続中 又は 換価予定のもの 【非・私】 債務名義の取得 後、 強制執行中 又は 強制執行予定 のもの	換価猶予等又は 履行延期の 特約等又は分 納誓約により、 分割納付中であ り、 現在の分割納 付額で、10年以 内の完納見込 があるもの	換価猶予等又は 履行延期の 特約等又は分 納誓約により、 分割納付中だ が、 現在の分割納 付額では、完納 まで10年以上要 するもの	換価猶予等又は 履行延期の 特約等により、 債務者の資力 回復を待った が、 (期限延長)して いるもの	換価猶予等又は 履行延期の 特約等又は分 納誓約を行った が、 分割納付の履 行が滞り、 再度、納付交渉 中のもの	【強制公】 差押えを行った が、換価見込 のないもの 又は 換価済だが、未 収金が残り、回 収見込みがない もの 【非・私】 債務名義を取得 したが、債務者 の財産少額によ り、強制執行見 込のないもの	所在など調査後 なお行方不明等 又は 相続人調査後なお 相続人未確定 もしくは 相続人不存在 確定だが、 停止の判断に至 れていないもの	債務者の代理 人から債務整理 の委任通知が 届いているもの 又は 債務者が破産 手続中のもの	債務者が破産 免責決定を受け たもの	【強制公】 法に基づく滞納 処分の停止の 決議を行っている もの 【非・私】 法に基づく徴収 停止の決議を行 っているもの	【強制公】 債務者が生活 困窮中だが、債 権の特性上、停 止の決議を行え ないもの 【非・私】 債務者が無資 力だが、納付交 渉に応じず、履 行延期の特約 等を行えないもの	消滅時効期間 が経過している もの	残高の合計 ＝ 上記2のD (令3実績) のケ及びケ' ※ 残高の数字の 一致を確認の 上、提出。 ただし四捨五入 に伴う不一致の 場合は除く。 (その場合は、 不一致となった 合計欄のセルを 黄色く塗りつぶ して提出)	
過年度	未収債権 の件数		526		793	225				1,544	6,218			4,785	3,086	30,122	44,211	45,755
	未収金 残高		127,913		4,383	1,462				133,758	21,594			20,617	370,324	210,734	623,269	757,027
現年度	未収債権 の件数		1,530		945	114				2,589	6,130			462	2,351		8,943	11,532
	未収金 残高		371,780		5,978	1,139				378,897	20,650			2,421	282,144		305,215	684,112

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】

① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）

② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。

③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。

それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。

※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ → ④ → ⑤ 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権：(⑩ 又は ⑪ 又は ⑫ → ⑬) → ⑭ 又は ⑮ → ⑯

令和4年度
決算見込に
おける
債務者数

20,856

人

令和4年度決算見込における
未収債権の件数(過年度＋現年度)

57,287

令和4年度決算見込における
未収金残高(過年度＋現年度)
＝ 上記2のD(令4実績)のケ

1,441,139

4. 令和4年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	①から④については、現年度とあわせて取り組みを行っているため、現年度を参照。 ⑤時効間近の滞納保険料に対する納付勧奨 2年の時効を迎える滞納保険料に対し、年2回催告書及び納付勧奨文書の送付を行う。 ⑥滞納処分の停止について 本市の滞納処分の停止基準に定めた要件を満たす場合は、順次、滞納処分の停止を行う。	①滞納処分の実施を見据えた滞納者への徴収強化 第1段階(生活保護費受給者等)を除くすべての段階(非課税層を含む)の滞納者について、財産調査を徹底し、差押を実施するなど滞納保険料の徴収強化を図る。 ②民間委託業者の訪問徴収等の納付督促による早期滞納者等の徴収強化 65歳到達による資格取得後、特別徴収(年金から介護保険料を徴収)が開始されるまでの早期滞納者への電話・訪問等の納付督促を行う。 ③各区による早期滞納者・高額滞納者への徴収強化 年間を3期に分けて実施する収納対策を行う。滞納状況・納付状況を分析し、各区において納付督促文書や差押予告等を送付し、積極的に滞納者との接触を図る。また、市債権回収対策室と連携し、最終催告書を送付するなど徴収強化を図る。 ④被保険者資格の適正化 不現住者に対する被保険者資格の適正化により、不現住と疑われる者への速やかな現地調査の実施並びに住民基本台帳の職権消除依頼を行い、不必要な保険料賦課の削減を行う。
取組実績	①から④については、現年度とあわせて取り組みを行っているため、現年度を参照。 ⑤時効間近の滞納保険料に対する納付勧奨 対象期別 ・R2年10～3月期・・・R4年9月1日発送(発送件数7,029件) ・R2年4～9月期・・・R5年3月1日発送(発送件数6,397件) ⑥滞納処分の停止について 停止を行った滞納者 892人 停止を行った金額 42,563千円	①滞納処分の実施を見据えた滞納者への徴収強化 【令和5年3月末実績】 ・財産調査件数 368,281件 ・差押件数 823件 ・差押金額 46,646千円 ②民間委託業者の訪問徴収等の納付督促による早期滞納者等の徴収強化 ・早期督促【令和5年3月末実績】 243,834千円 ・中期督促【令和5年3月末実績】 34,134千円 ③各区による早期滞納者・高額滞納者への徴収強化 ④被保険者資格の適正化 【令和5年3月末実績】 調定削減額 24,986千円
課題	現年度とあわせて取り組みを行っているため、現年度を参照。	②について、65歳年齢到達者は就労等により平日日中は不在であることが多く、接触率が他の年齢層に比べて下がる。また、介護保険制度では65歳年齢到達により自動的に第1号被保険者となるため、連絡先電話番号を把握していない場合が多い。その場合は、直接訪問しての督促となるため、電話での督促に比べ効率が下がる。
改善策	現年度とあわせて取り組みを行っているため、現年度を参照。	②平日日中不在者へは、夜間や休日の納付督促を重点的に行った。 ③早期滞納者を中心に、最終催告書等の発送を行い、更なる徴収強化を図った。

5. 令和5年度の取組内容 … 「1. 令和4年度の修正目標(＝未収金残高目標)の達成状況」及び「4. 令和4年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

	過年度	現年度
取組内容	①から④については、現年度とあわせて取り組みのための、現年度を参照。 ⑤時効間近の滞納保険料に対する納付勧奨 2年の時効を迎える滞納保険料に対し、年2回催告書及び納付勧奨文書の送付を行う。 ⑥滞納処分の停止について 本市の滞納処分の停止基準に定めた要件を満たす場合は、順次、滞納処分の停止を行う。	①滞納処分の実施を見据えた滞納者への徴収強化 第1段階(生活保護費受給者等)を除くすべての段階(非課税層を含む)の滞納者について、財産調査を徹底し、差押を実施するなど滞納保険料の徴収強化を図る。 ②民間委託業者の訪問徴収等の納付督促による早期滞納者等の徴収強化 65歳到達による資格取得後、特別徴収(年金から介護保険料を徴収)が開始されるまでの早期滞納者への電話・訪問等の納付督促を行う。 ③各区による早期滞納者・高額滞納者への徴収強化 年間を3期に分けて実施する収納対策を行う。滞納状況・納付状況を分析し、各区において納付督促文書や差押予告等を送付し、積極的に滞納者との接触を図る。また、市債権回収対策室と連携し、最終催告書を送付するなど徴収強化を図る。 ④被保険者資格の適正化 不現住者に対する被保険者資格の適正化により、不現住と疑われる者への速やかな現地調査の実施並びに住民基本台帳の職権消除依頼を行い、不必要な保険料賦課の削減を行う。

6. 令和3年度実績における徴収率の政令指定都市比較 … 未収金残高1億円以上の債権のみ記載

① 合計徴収率について、政令指定都市20市中、大阪市の順位

20 位

② 各徴収率について、政令指定都市平均との比較

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
過年度徴収率	18.3%	22.2%

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
現年度徴収率	98.7%	99.3%

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
合計(過年度＋現年度)徴収率	96.3%	98.1%

※ ①、②を記載できない場合は、その理由

未収金目標及び具体取組内容調書

所属	都市整備局	担当	住宅部管理課	債権整理番号(3ケタ)	001	債権区分	非強公	債権名	住宅使用料
----	-------	----	--------	-------------	-----	------	-----	-----	-------

1. 令和4年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力 ※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

(例)令和4年度修正目標＝令和4年度当初に、令和3年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和4年度当初目標を修正したもの

過年度	B1	現年度	A	合計(過年度＋現年度)	A
-----	----	-----	---	-------------	---

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず、目標も未達、「－」… 当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移（実績及び目標） … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

		過年度分									現年度分							合計		
		前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
		ア ＝前年度ケ ^㉒	イ ＝ア－ウ (▲＝増加を表す)	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウ－(エ＋オ)	ウ ^㉑	エ ^㉑	オ ^㉑	カ ^㉑ ＝エ ^㉑ ＋オ ^㉑	キ ^㉑ ＝エ ^㉑ ÷ウ ^㉑	ク ^㉑ ＝カ ^㉑ ÷ウ ^㉑	ケ ^㉑ ＝ウ ^㉑ － (エ ^㉑ ＋オ ^㉑)	キ ^㉑ ＝(エ＋エ ^㉑) ÷(ウ＋ウ ^㉑)	ク ^㉑ ＝(カ＋カ ^㉑) ÷(ア＋ウ ^㉑)	ケ ^㉑ ＝ケ ^㉑ ＋ケ ^㉒
A	令2 実績	438,823	126	438,697	142,328	19,952	162,406	32.4%	37.0%	276,417	37,291,777	37,180,973	0	37,180,973	99.7%	99.7%	110,804	98.9%	99.0%	387,221
B	令3 実績	387,221	▲ 1,055	388,276	108,033	17,375	124,353	27.8%	32.1%	262,868	36,970,042	36,860,163	0	36,860,163	99.7%	99.7%	109,879	99.0%	99.0%	372,747
C	令4 修正目標	372,747	0	372,747	103,623	43,600	147,223	27.8%	39.5%	225,524	36,799,969	36,652,769	0	36,652,769	99.6%	99.6%	147,200	98.9%	99.0%	372,724
D	令4 実績	372,747	500	372,247	104,949	26,316	131,765	28.2%	35.3%	240,982	36,828,574	36,700,834	0	36,700,834	99.7%	99.7%	127,740	98.9%	99.0%	368,722
E	令5 当初目標	372,724	0	372,724	103,617	40,937	144,554	27.8%	38.8%	228,170	36,799,969	36,656,449	0	36,656,449	99.6%	99.6%	143,520	98.9%	99.0%	371,690
F	令5 修正目標	368,722	1	368,721	102,504	38,000	140,505	27.8%	38.1%	228,217	37,094,444	36,957,195	0	36,957,195	99.6%	99.6%	137,249	98.9%	99.0%	365,466
G	令6 当初目標	365,466	0	365,466	101,600	38,000	139,600	27.8%	38.2%	225,866	37,094,444	36,957,195	0	36,957,195	99.6%	99.6%	137,249	98.9%	99.0%	363,115

3. 令和4年度決算見込における未収金実績の状況（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数） … 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)

分類		回収債権									整理債権								合計	
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯			
		滞納発生直後のもの (督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は 納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向け て、財産調査中又は 行方不明等所在など調査中 又は 個人債務者が死亡したため、 相続人調査中のもの	【強制公】 差押手続中のもの 又は 交付要求中のもの 【非・私】 債務名義取得のため法的手続 中のもの	【強制公】 差押え後、換価手続中 又は 換価予定のもの 【非・私】 債務名義取得後、 強制執行中又は 強制執行予定のもの	換価猶予等又は 履行延期の特約等又は分 割納付中であり、 現在の分割納付額で、10年以 内の完納見込があるもの	換価猶予等又は 履行延期の特約等又は分 割納付中であり、 現在の分割納付額では、完納 まで10年以上要するもの	換価猶予等又は 履行延期の特約等により、 債務者の資力回復を待った り、 分割納付の履行が滞り、 再度、納付交渉中のもの	換価猶予等又は 履行延期の特約等又は分 割納付の履行が滞り、 再度、納付交渉中のもの	【強制公】 差押えを行ったが、換価見込 のないもの 又は 換価済だが、未収金が残 り、回収見込みがないもの 【非・私】 債務名義取得したが、債務 者の財産少額により、強制 執行見込のないもの	所在など調査後なお行方不明等 又は 相続人調査後なお相続人未確 定 若しくは 相続人不存在確定だが、 停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理 の委任通知が届いているもの 又は 債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受け たもの	【強制公】 法に基づく滞納処分の停止の 決議を行っているもの 【非・私】 法に基づく徴収停止の決議を 行っているもの	【強制公】 債務者が生活困窮中だが、債 権の特性上、停止の決議を行 えないもの 【非・私】 債務者が無資力だが、納付交 渉に応じず、履行延期の特約 等を行えないもの	消滅時効期間が経過している もの	残高の合計 ＝上記2のD (令3実績) のケ及びゲ ※ 残高の数字の一致を確認 の上、提出。 ただし四捨五入に伴う不一致 の場合は除く。 (その場合は、不一致とな った合計欄のセルを黄色く塗 りつぶして提出)		
過年度	未収債権 の件数		5,017	38	15		120		766		5,956	8	406	61	328	349		1,152	7,108	
	未収金 残高			177,532	894	519		3,965		23,794		206,704	224	12,078	2,748	7,120	12,106		34,276	240,980
現年度	未収債権 の件数	88	2,888	16	257		417		2		3,668		7			2		9	3,677	
	未収金 残高	3,576	98,781	526	10,266		14,278		70		127,497		181			62		243	127,740	

① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ①→②→③⇒回収債権:④→⑤又は⑥又は⑦又は⑧又は⑨ / 整理債権:⑩又は⑪又は⑫→⑬→⑭又は⑮→⑯

令和4年度 決算見込に おける 債務者数	3,330 人	令和4年度決算見込における 未収債権の件数(過年度＋現年度) 令和4年度決算見込における 未収金残高(過年度＋現年度) ＝上記2のD(令4実績)のケ ^㉑	10,785 368,720
-------------------------------	------------	---	-------------------

4. 令和4年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	・退去滞納者や相続人で所在不明の者については、引き続き定期的な住民票の取得を行うとともに、住民基本台帳との連携システムを活用し、早期の転居先の把握に努める。 ・所在の判明している退去滞納者に対して、引き続き文書督促や現地訪問督促を実施する。督促を行うも支払いのない者に対しては速やかに債権回収を専門的に行っている弁護士法人への退去滞納催告委託案件とする。 ・委託先より、保証人に対しても支払説得依頼通知を発送する。 ・分割納付を誓約している者については、常に履行状況を確認し不履行になった場合には速やかに委託先より催告を行う。 ・委託先において催告を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を図る。 ・滞納期間3ヶ月未満の入居中の滞納者で、督促を行うも支払いに応じず時効到来する恐れのある者に対しては、引き続き支払督促の取り組みを実施する。	・滞納期間3ヶ月までの短期滞納については、指定管理者において、文書・電話による納付勧奨や、保証人に対して滞納者への納付説得依頼文書の発送を引き続き実施。また定期的な研修を通じ滞納整理の取り組み強化を図る。 ・滞納期間3ヶ月以上のもので明渡請求の内容証明を発送したものについては、明渡訴訟移行前に訪問員による支払指導や即決和解の手続きへ誘導するなど細やかな対応を行っていく。 ・即決和解申出者に対し和解期日までの毎月の収納状況を管理し、滞納額を増やさないために電話及び文書による督促を引き続き実施する。また、即決和解当日不出頭者には、翌月に取消通知を発送する。 ・引き続き、口座振替・代理納付実施率の向上を目指す。
取組実績	・退去滞納者や相続人で所在不明の者については、住民基本台帳との連携システムを活用するなど、定期的に住民情報の取得を行い、転居先の把握に努めてきた。 ・所在の判明している退去滞納者に対して、引き続き本市による督促や訪問員による現地訪問督促を実施してきた。督促を行うも支払いのない者に対しては速やかに債権回収を専門的に行っている弁護士法人への退去滞納催告委託案件としてきた。(令和4年度3月末時点委託案件回収額:12,040千円) ・分割納付を誓約している者については、常に履行状況を確認し不履行になった場合には速やかに委託先より催告を行ってきた。 ・委託先において催告を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を行ってきた。(令和4年度3月末時点債権差押申立件数:22件 取立件数:22件) ・滞納期間3ヶ月未満の入居中の滞納者について、支払督促を実施してきた。 ・破産で免責を受けたものに対する債権(債権額が10万円以上)について、議決を得て債権放棄を実施した。(10件:1,830,028円)	・滞納期間3ヶ月までの短期滞納については、指定管理者において、文書・電話による納付勧奨や、保証人に対して滞納者への納付説得依頼文書の発送を引き続き実施するとともに定期的に滞納整理の取り組み強化のための業務改善検討会を実施してきた。 ・滞納期間3ヶ月以上のもので明渡請求の内容証明を発送したものについては、明渡訴訟移行前に訪問員による支払指導や即決和解の手続きへ誘導する取り組みを実施してきた。(令和4年度3月末時点即決和解申出件数:82件) ・即決和解申出者に対し和解期日までの毎月の収納状況を管理し、滞納額を増やさないために電話及び文書による督促を実施してきた。また、即決和解当日不出頭者には、翌月に取消通知を発送してきた。 ・口座振替・代理納付実施率の向上のための取り組みを行ってきた。
課題	・所在不明となっている滞納者の定期的な所在地の把握が必要。	・高率で推移している収納率の維持・向上を図るため、これまでの取組みの継続と更なる向上策の検討が必要。 ・即決和解申出から実際の和解までの間滞納額を増やさない取組みが必要。
改善策	・所在不明者については、定期的な住民票再取得など転居先の把握に努め督促強化に努める。	・滞納期間3ヵ月までの短期滞納については、指定管理者において、文書・電話による督促や保証人に対して滞納者に対する納付説得依頼の文書発送を引き続き実施、また納付勧奨の時間や休日対応についてより有効的な取組となるよう協議を行うことで滞納整理の取組みの強化を図る。 ・和解申出者に対し和解期日まで毎月の収納状況を管理、滞納額を増加させないように電話および文書による督促を継続して行う。

5. 令和5年度の取組内容 … 「1. 令和4年度の修正目標(＝未収金残高目標)の達成状況」及び「4. 令和4年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

	過年度	現年度
取組内容	・退去滞納者については、文書督促や現地訪問督促を実施する。督促を行うも支払いのない者に対しては、速やかに債権回収を専門的に行っている弁護士法人に委託し、収納率の向上を図る。 ・委託先において督促を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を図る。 ・所在不明の者については、引き続き定期的な住民票の取得を行うとともに、住民基本台帳システムとの連携システムを活用し、早期の転居先の把握に努める。 ・督促を行うも支払いに応じず時効到来する恐れのある者に対しては、引き続き支払督促の取り組みを実施する。 ・時効の近い債権について、徴収・調査を継続か整理すべきかの精査を行い、徴収困難な債権はいたずらに時効を更新することなく、債権を整理する。 ・破産などで免責を受けたものに対して債権放棄へ向けた手続きを進める。	・滞納期間3ヶ月までの短期滞納については、指定管理者において、文書・電話による納付勧奨を行いつつ、支払いが困難なものに対しては区役所等の福祉窓口への案内、各種制度紹介などを交えながらきめ細かい対応を行い、保証人に対しては滞納者への納付説得依頼文書の発送を引き続き実施。また定期的な研修を通じ滞納整理の取り組み強化を図る。 ・滞納期間3ヶ月以上のもので明渡請求の内容証明を発送したものについては、明渡訴訟移行前に訪問員による支払指導や即決和解の手続きへ誘導するなど細やかな対応を行っていく。 ・即決和解申出者に対し和解期日までの毎月の収納状況を管理し、滞納額を増やさないために電話及び文書による督促を引き続き実施する。また、即決和解当日不出頭者には、翌月に取消通知を発送する。 ・引き続き、口座振替・代理納付実施率の向上を目指す。 ・破産などで免責を受けたものに対して債権放棄へ向けた手続きを進める。

6. 令和3年度実績における徴収率の政令指定都市比較 … 未収金残高1億円以上の債権のみ記載

① 合計徴収率について、政令指定都市20市中、大阪市の順位

2 位

② 各徴収率について、政令指定都市平均との比較

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
過年度徴収率	27.8%	19.9%

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
現年度徴収率	99.7%	99.2%

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
合計(過年度＋現年度)徴収率	99.0%	94.3%

※ ①、②を記載できない場合は、その理由

未収金目標及び具体取組内容調査

所属	こども青少年局	担当	幼保企画課	債権整理番号(3ケタ)	030	債権区分	強制公	債権名	保育所保育料
----	---------	----	-------	-------------	-----	------	-----	-----	--------

1. 令和4年度の修正目標(＝未収金残高目標)の達成状況 … いずれかの記号を入力 ※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

(例)令和4年度修正目標＝令和4年度当初に、令和3年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和4年度当初目標を修正したもの

過年度	A	現年度	B1	合計(過年度＋現年度)	B1
-----	---	-----	----	-------------	----

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず、目標も未達、「－」… 当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移(実績及び目標) … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

	過年度分									現年度分									合計		
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率
	ア ＝前年度ケ	イ ＝ア－ウ (▲＝増加を表す)	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウ－(エ＋オ)	ウ’	エ’	オ’	カ’ ＝エ’＋オ’	キ’ ＝エ’÷ウ’	ク’ ＝カ’÷ウ’	ケ’ ＝ウ’－ (エ’＋オ’)	キ’’ ＝(エ’＋オ’) ÷(ウ’＋ウ’)	ク’’ ＝(カ’＋カ’) ÷(ア’＋ウ’)	ケ’’ ＝ク’＋ケ’		
A	令2 実績	246,254	15,595	230,659	88,962	17,925	122,482	38.6%	49.7%	123,772	4,853,414	4,768,374	0	4,768,374	98.2%	98.2%	85,040	95.5%	95.9%	208,812	
B	令3 実績	208,812	▲ 67	208,879	87,896	26,195	114,024	42.1%	54.6%	94,788	4,596,893	4,524,791	0	4,524,791	98.4%	98.4%	72,102	96.0%	96.5%	166,890	
C	令4 修正目標	166,890	0	166,890	70,260	14,284	84,544	42.1%	50.7%	82,346	5,278,101	5,193,651	0	5,193,651	98.4%	98.4%	84,450	96.7%	96.9%	166,796	
D	令4 実績	166,890	3,940	162,950	73,287	12,870	90,097	45.0%	54.0%	76,793	5,576,188	5,464,425	0	5,464,425	98.0%	98.0%	111,763	96.5%	96.7%	188,556	
E	令5 当初目標	166,796	0	166,796	70,221	16,584	86,805	42.1%	52.0%	79,991	5,359,181	5,273,434	0	5,273,434	98.4%	98.4%	85,747	96.7%	97.0%	165,738	
F	令5 修正目標	188,556	0	188,556	84,850	11,000	95,850	45.0%	50.8%	92,706	5,636,895	5,545,704	0	5,545,704	98.4%	98.4%	91,191	96.7%	96.8%	183,897	
G	令6 当初目標	183,897	0	183,897	82,753	10,000	92,753	45.0%	50.4%	91,144	4,926,225	4,847,405	0	4,847,405	98.4%	98.4%	78,820	96.5%	96.7%	169,964	

3. 令和4年度決算見込における未収金実績の状況 (区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数) … 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)

分類	回収債権									整理債権									合計
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯			
	滞納発生直後のもの (督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は 納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は 行方不明等所在など調査中又は 個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	【強制公】 差押手続中のも 又は 交付要求中のもの 【非・私】 債務名義取得のため法的手続中のもの	【強制公】 差押え後、換価手続中又は 換価予定のもの 【非・私】 債務名義の取得後、強制執行中又は 強制執行予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以上の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付中であり、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の責力納付を待ったが、納付を猶予するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	【強制公】 差押えを行ったが、換価見込のないもの又は 換価済だが、未収金が残る、回収見込みがないもの 【非・私】 債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	所在など調査後なお行方不明等又は 相続人調査後なお相続人未確定若しくは 相続人不存在確定だが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いているもの又は 債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	【強制公】 法に基づく滞納処分停止の決議を行っているもの 【非・私】 法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	【強制公】 債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの 【非・私】 債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	残高の合計 ＝上記2のD (令3実績) のケ及びケ’ ※ 残高の数字の一致を確認の上、提出。 ただし四捨五入に伴う不一致の場合は除く。 (その場合は、不一致となった合計欄のセルを黄色く塗りつぶして提出)		
過年度	未収債権の件数	0	995	947	421	0	684	0	0	3,047	0	0	0	0	1,161	0	0	1,161	4,208
	未収金残高	0	18,291	18,490	6,500	0	13,033	0	0	56,314	0	0	0	0	20,480	0	0	20,480	76,794
現年度	未収債権の件数	1,184	1,726	1,022	13	0	201	0	0	4,146	0	0	0	0	13	0	0	13	4,159
	未収金残高	30,867	45,203	29,382	408	0	5,780	0	0	111,640	0	0	0	0	123	0	0	123	111,763

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: ④ → ⑤) 又は ⑥) 又は ⑦) 又は ⑧) 又は ⑨) / 整理債権: { ⑩) 又は ⑪) 又は ⑫) → ⑬) } → ⑭) 又は ⑮) → ⑯)

令和4年度
決算見込に
おける
債務者数

2,351

人

令和4年度決算見込における
未収債権の件数(過年度＋現年度)
令和4年度決算見込における
未収金残高(過年度＋現年度)
＝上記2のD(令4実績)のケ’

8,367

188,557

4. 令和4年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	・3歳児以上の幼児教育保育無償化により経済的負担が軽減される世帯に対して、個別に徴収に向けた働きかけを強化する。 ・従来の文書を中心とした督促から、集中的に取り組む対象者には、早い段階から個人の携帯や家庭の電話に架電し督促に取り組む。また、応じない場合は、職場へも電話を行う。 ・電話での対応や納付状況を確認の上、最終催告書の納期後、滞納者の生活状況を考慮しつつ差押え等の滞納処分を実施する。 ・滞納者の生活状況を考慮しつつ、より換価しやすい預貯金・給与・生命保険の差押に取り組む。 ・滞納者に対し、児童手当から直接徴収する保護者からの申出による同意徴収の制度の活用を積極的に働きかけていく。 ・滞納処分がすみやかに実施できるよう、国税徴収法に基づき財産や居所の調査を徹底的に行う。 ・公立保育所保育料の滞納者には、公債権として市町村が強制徴収できる「代行徴収」の制度を利用し、滞納処分を行っていく。 令和3年度の取組を中心に、可能な限り滞納処分を強化する必要がある。	・口座振替による納付は保育料の払い忘れ防止につながるため、より早期から区役所と連携し口座振替加入率の向上をめざす。 ・新たに未納が発生したものについて、児童手当やボーナスを利用した分納を認め早期完納をめざす。 ・公立保育所の滞納者については、督促状送付後に、所長から直接保護者には、未納保育料を早期に払うように声掛けをする。 ・支払い能力があるにもかかわらず支払わない滞納者には、滞納処分を実施する。 ・3歳児以上の幼児教育保育無償化により、経済的負担が軽減される世帯に対して、個別に徴収に向けた働きかけを強化する。 ・3か月以上の滞納があるもの、若しくは10万円を超える場合などの方に、早い段階での電話による納付勧奨を行う。
取組実績	・3歳児以上の幼児教育保育無償化により経済的負担が軽減される世帯に対して、個別に徴収に向けた働きかけを行った。 ・従来の文書を中心とした督促から、集中的に取り組む対象者には、早い段階から個人の携帯や家庭の電話に架電し督促に取り組み、また、応じない場合は、職場へも電話を行った。 ・電話での対応や納付状況を確認の上、最終催告書の納期後、滞納者の生活状況を考慮しつつ差押え等の滞納処分を実施した。 ・滞納者の生活状況を考慮しつつ、より換価しやすい預貯金・給与・生命保険の差押に取り組んだ。 ・滞納者に対し、児童手当から直接徴収する保護者からの申出による同意徴収の制度の活用を積極的に働きかけた。 ・滞納処分がすみやかに実施できるよう、国税徴収法に基づき財産や居所の調査を行った。 ・公立保育所保育料の滞納者には、公債権として市町村が強制徴収できる「代行徴収」の制度を利用し、滞納処分を行った。	・口座振替による納付は、保育料の滞納を未然に防ぐ事につながるため、区役所と連携し口座振替加入率の向上に努めた。 ・新たに滞納となったものについて、児童手当やボーナスを利用した分納を促し、早期完納に向けて納付交渉を行った。 ・公立保育所の滞納者については、督促状送付後に、所長から直接保護者には、未納保育料を早期に払うように声掛けを行った。 ・支払い能力がある滞納者には、速やかに滞納処分の実施に努めた。 ・3歳児以上の幼児教育保育無償化により経済的負担が軽減される世帯に対して、個別に徴収に向けた働きかけ及び財産調査の強化を行った。 ・現年度の未収金では、3か月以上の若しくは10万円を超える滞納者に、早い段階での電話による納付勧奨を行った。
課題	物価高騰などの影響により生活が困窮する滞納者が発生する可能性がある。	物価高騰による生活困窮など、新たな滞納者が増加する事が考えられる。 新型コロナウイルス感染症に伴い、保育料の請求を保育実施月の2か月後の26日としていることから、3月分保育料について現年度中に収納できない可能性があり、収納率の低下が考えられる。
改善策	・生活状況に配慮しつつ、納付交渉を丁寧かつ粘り強く行い、徴収率向上に向けた取り組みを行う。	生活状況に配慮しつつ、納付交渉を丁寧かつ粘り強く行い、徴収率向上に向けた取り組みを行う。 ・3月分保育料の未納を未然に防ぐためにも保育料の納期限について、周知を行うとともに、さらなる口座振替加入率の向上をめざす。

5. 令和5年度の取組内容 … 「1. 令和4年度の修正目標(＝未収金残高目標)の達成状況」及び「4. 令和4年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

	過年度	現年度
取組内容	・3歳児以上の幼児教育保育無償化により経済的負担が軽減される世帯に対して、個別に徴収に向けた働きかけを強化する。 ・従来の文書を中心とした督促から、集中的に取り組む対象者には、早い段階から個人の携帯や家庭の電話に架電し督促に取り組む。また、応じない場合は、職場へも電話を行う。 ・電話での対応や納付状況を確認の上、最終催告書の納期後、滞納者の生活状況を考慮しつつ差押え等の滞納処分を実施する。 ・滞納者の生活状況を考慮しつつ、より換価しやすい預貯金・給与・生命保険の差押に取り組む。 ・滞納者に対し、児童手当から直接徴収する保護者からの申出による同意徴収の制度の活用を積極的に働きかけていく。 ・滞納処分がすみやかに実施できるよう、国税徴収法に基づき財産や居所の調査を徹底的に行う。 ・公立保育所保育料の滞納者には、公債権として市町村が強制徴収できる「代行徴収」の制度を利用し、滞納処分を行っていく。 令和4年度の取組を中心に、可能な限り滞納処分を強化する必要がある。	・口座振替による納付は保育料の払い忘れ防止につながるため、より早期から区役所と連携し口座振替加入率の向上をめざす。 ・新たに未納が発生したものについて、児童手当やボーナスを利用した分納を認め早期完納をめざす。 ・公立保育所の滞納者については、督促状送付後に、所長から直接保護者には、未納保育料を早期に払うように声掛けをする。 ・支払い能力があるにもかかわらず支払わない滞納者には、滞納処分を実施する。 ・3歳児以上の幼児教育保育無償化により、経済的負担が軽減される世帯に対して、個別に徴収に向けた働きかけを強化する。 ・3か月以上の滞納があるもの、若しくは10万円を超える場合などの方に、早い段階での電話による納付勧奨を行う。

6. 令和3年度実績における徴収率の政令指定都市比較 … 未収金残高1億円以上の債権のみ記載

① 合計徴収率について、政令指定都市20市中、大阪市の順位

19 位

② 各徴収率について、政令指定都市平均との比較

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
過年度徴収率	42.1%	25.3%

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
現年度徴収率	98.4%	100.2%

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
合計(過年度＋現年度)徴収率	96.0%	94.2%

※ ①、②を記載できない場合は、その理由

令和4年度 市債権回収対策室の徴収状況

(令和5年5月末日現在)

(1) 個別に事案引継を行ったもの

債権名	所管局 (会計)	引継対象、条件	件数 (件)	引継金額 (百万円)	徴収目標額 (百万円)	徴収実績 (百万円)	徴収率
国民健康保険料	福祉局 (国保)	国保制度離脱後に社会保険へ 加入及び市外転出の滞納者	1,496	206	72	77	37.4%
市 税	財政局	国民健康保険料 との重複滞納	1,501	185	95	106	57.3%

合 計 ①	2,997	391	(A) 167	(B) 183
			目標達成率 (B) / (A)	109.6%

(2) 財産調査・滞納処分強化によるもの(区役所との連携による徴収効果額)

債権名	所管局 (会計)	対象条件	財産調査対象 滞納額(百万円)	徴収効果目標額 (百万円)	徴収効果額 (百万円)	目標達成率
国民健康保険料	福祉局 (国保)	全ての滞納者	9,577	1,030	1,312	127.4%
介護保険料	福祉局 (介護)	保険料第1段階(生活保護の受給者等) を除く滞納者	1,385	405	407	100.5%

合 計 ②			10,962	(C) 1,435	(D) 1,719	119.8%
-------	--	--	--------	-----------	-----------	--------

合計 ①+②	徴収目標額(百万円) (A) + (C)		徴収実績(百万円) (B) + (D)		目標達成率
	1,602		1,902		118.7%

令和5年度 市債権回収対策室の徴収目標及び取組内容

(1) 個別に事案引継を行ったもの

債権名	所管局 (会計)	引継対象、条件	件数(件)	引継金額 (百万円)	徴収目標額 (百万円)	目標徴収率
国民健康保険料	福祉局 (国保)	国保制度離脱後に社会保険へ 加入及び市外転出の滞納者	1,772	230	90	39.1%
市 税	財政局	国民健康保険料 との重複滞納	1,593	185	105	56.8%
合 計 ①			3,365	415	(A) 195	47.0%

(2) 財産調査・滞納処分強化によるもの(区役所との連携による徴収効果額)

債権名	所管局 (会計)	対象条件	財産調査対象 滞納額(百万円)	徴収効果目標額 (百万円)
国民健康保険料	福祉局 (国保)	全ての滞納者	9,622	1,373
介護保険料	福祉局 (介護)	保険料第1段階(生活保護の受給者等) を除く滞納者	1,314	411
合 計 ②			10,936	(B) 1,784

合計 ①+②	徴収目標額(百万円) (A) + (B)
	1,979

(3) 各所属の徴収事務(強制徴収公債権)担当者に向けた研修

		令和5年度見込み		令和4年度実績	
		所属数 所管数	参加人数	所属数 所管数	参加人数
研修参加所属数 (局・区)		16所属	31名	8所属	12名
債権所管課数		【22所管】		【8所管】	
再 掲	うち区役所	11区	14名	4区	6名
	債権所管課数	【13所管】		【4所管】	

※R5年度より、研修構成を①基礎コース(原則6回)、②実務コース(原則2回)に再編するとともに
前期・後期の期間設定の中で柔軟に対応し、より受講しやすい環境を整備